中世後期ブリュッセルの財政構造 : 毛織物ギルドとショセの財政をめぐって

藤井, 美男 九州産業大学経済学部

https://doi.org/10.15017/4493080

出版情報:經濟學研究. 59 (3/4), pp. 193-210, 1994-03-10. 九州大学経済学会

バージョン: 権利関係:

中世後期ブリュッセルの財政構造

---毛織物ギルドとショセの財政をめぐって---

藤井美男

目 次

はじめに――本論の意義と課題――

- 1 研究史の素描
- 2 史料の伝来状況
- 3 ブリュッセル財政概観——会計官制度を中心に——
- (1) 会計官制度の出現
- (2)書記官と出納官
- 4 毛織物ギルドの会計と財政
- 5 ショセの会計と財政 むすび

はじめに――本論の意義と課題*――

中世都市史研究にとって会計簿の重要性は決して小さいものではない。にもかかわらず,都市会計簿や財政それ自体が十分な研究対象となってこなかったことは,ヨーロッパ都市史研究の最近の動向を概観したセルギイ=ヴィルファン([1990] p. 70)の次の叙述によっても明かであろう。

「最近の都市史研究について言えば, さまざまな文献案内は経済についてそれほど説明していない。おそらくその理由の一端は, 大規模な

統計がむしろ国家のレベルを対象としていることに求められるだろう。それでもやはり、価格 史(主として都市史料から成っていることは論 をまたない)や都市財政史への関心にたいして も不満がある。

筆者はかつて、中世後期の南ネーデルラントを対象に、封建領主の財政と都市財政との絡み合いを概観した(藤井 [1991])。その際、考察の中心を君主財政の制度的系譜にとどめ、もう一方の重心となるべき都市財政の直接的分析は、紙幅の制約にもよって断念していた。本稿の主目的は、上述の現状認識を念頭に置きつつ、課題として残していた西欧中世都市の財政構造を検討することにある。が、都市財政全体を鳥瞰するという訳ではない。そこでまず次の2つの引用によって、本論の基本的視座を明確にしよう。

「16世紀の前半以降,…中世以来の収入役は次第に新しい財政役人キー・キーパーに従属するようになっていった。つまりそれ以降の収入役の記録である会計簿は,都市財政の実態を伝えるものではなくなってしまうのである。…都市は特別の出費に対しては借入れ(ローン)等通常の会計とは別の収入からこれを捻出することが多々あった。これは…都市の一般会計のなかに組み込まれることもあったが,別個の会計が維持され,従って会計簿には何の記載もない

^{*} 本稿では、表・引用史料・文献目録を後段に一括して掲出し、参照に必要な情報のみを文中に挿入して示す。

こともあった。さらに注目すべきはレート (rate)と呼ばれる一種の地方税である。…これも収入役の記録から外れた部分である。従って,会計簿が都市の財政経済状態を分析するための資料として百パーセント有効なのは,これに記されていない他の全ての都市収入に関しての記録も保存されていて,会計簿から分かる事実を都市財政全体の中で正確に位置ずけることができる場合に限られることになる。」(中野[1986] p. 39)1。

「月次であれ、年次であれ、全体を覆うといい得る会計簿でさえ、実は都市財政の一部を反映しているに過ぎない。この状況は現在のベルギーと同様で、ベルギー財政の全体像を捉えるためには、国家予算に半官半民の組織の財政を加えねばならないであろう」(Gorissen [1956] p. 166)。

以上のように、中世都市の財政においては複数の会計が行われ、収支に関する何らかの決裁の後、最終的な総額のみが都市の会計簿に記述される場合や²⁰、都市財政とは全く別個の会計として処理される場合が少なからずあった。このことは、都市財政の少なくとも一部に、都市会計簿に現れない収支が恒常的かつ構造的に存在し得るということを意味している。本論で中心とするのは、中世後期のブリュッセルを素材に据えて、都市財政に潜むこの"見えない"部

なおブリュッセルを対象とする理由は、次の2点にかかっている。第1は、後述する通り、残念ながらこの都市には15世紀末までについての会計簿は殆ど伝来しておらず、断片的に残存しているもののうち幾つかが刊行されているに過ぎないという事情にはあるが、他面で、それ以外のブリュッセル財政史に関係する史料が、既に1930年代から多数刊行されており、少なくとも都市財政の制度的返遷をある程度そうした史料からたどることができること。第2に、上述した中世都市の財政問題への接近を可能にしてくれる、特有な財政上の組織と現象が、中世後期ブリュッセルに明瞭に見てとれることである。

1. 研究史の素描

中世を通じて高次の都市的現象を見せつける 南ネーデルラントについては、ベルギー学界が 膨大な都市史研究の蓄積を誇り、そこでは、都 市会計簿が分析素材として重要な史料となるこ とがしばしば指摘されている。しかしながら、 既に拙稿で触れたように(藤井「1991] p. 160-61)。都市財政・会計史それ自体の研究は、史料 残存状況の悪さと会計簿分析における種々の技 術的問題にもよって, 立ち後れ気味であったこ とは否めない。包括的な都市財政研究のために は、会計簿自体の整理・刊行が要請されるが、 この点の困難さについて,「都市会計簿の完全な 刊行というのは、その膨大さ故にとくに大都市 については殆ど不可能に近く, せいぜい13-14 世紀の初期部分についての刊行にとどまらざる を得ない」(Prevenier [1960] p. 6-7) と言われ

分を抉り出し、中世都市財政の一側面を明らか にすることなのである。

¹⁾ 既に拙稿 (藤井 [1991] p. 179) で触れたように, 中世都市財政のもつ。部分性という本質は, 中野氏 の1990年の論文においてより明確に主張されてい る (中野 [1990])。また, リューベックに関する影 山論文 ([1985]) での同様な議論を見よ。

²⁾ その時、末端での決裁が最終金庫での会計簿に明記されなければ、都市会計の収支総額の分析ひいては都市財政全体の把握を著しく歪めてしまう危険が生じる。中世都市の会計簿分析におけるこの陥穽についてより詳細な指摘は、Aerts [1982] p. 280を見よ。

ているほどなのである。こうして、都市会計簿の刊行と都市財政自体の基礎的研究は、1960年までは遅々たる歩みであった。ところが、60年代に開催された2つの学会(CIF [1964]: CII [1966])が、都市史研究における体系的な財政史研究の「慢性的欠如」(Bruwier [1964]: Aerts [1982] p. 275-6)の解消を目的として開催され、これを契機に、包括的財政史研究と呼びうる仕事が数を増してきているのが現況であろう³。。

本稿で取上げるブリュッセルに焦点を当てるならば、財政史理解に必要な都市制度に係わるファヴレスの業績(Favresse[1930]:[1931b]: [1932]: [1934a]: [1957])を外すわけにはいかないが、それでも1960年代までは「ファン=ウェルフェーケによるヘント財政史研究(Van Werveke [1934])に匹敵する仕事は、ブリュッセルについては史料欠如のせいにもよって存在しない」(Gorissen [1956] p. 166)という状況にあった。しかしやがてここでも、1953年の書物(Bruxelles [1953])かを中継点に、60年代から都市史全般を含めた財政史研究はかなりの進捗を見せる。

その中心的人物は、ディックステイン=ベルナール女史であろう。彼女は、59年に都市会計簿の一部を刊行したのを出発点に、中世ブリュッセルの会計簿の伝来状況を素描することによって、都市会計・財政史の本格的研究に着手した(Dickstein-Bernard [1959]: [1966])。70年代に入ると、ブラバント公領史研究の第一人

者であり、ブリュッセル都市貴族研究を発表していたマルテンス女史(Martens [1959]: [1966]: [1973]: [1976])らとともに、中世ブリュッセル経済史の全般的叙述を行う中で(Dickstein-Bernard [1976a/b])、後段で取上げるショセや毛織物ギルドという、それまで殆ど手がけられていなかった都市の内部組織の検討も行い(Id. [1974]: [1979a/b])、77年にはそれらを包括したブリュッセル財政史を学位論文として大著に取りまとめたのである(Id. [1977])。本論は、当然ながらこれらの先行研究に多くを負っている。

2. 史料の伝来状況

ブリュッセルの会計・財政史研究において, 分析の素材となる史料は2つに大別し得る。1 つは都市会計簿に代表される会計実務上の帳簿 の類であり,もう1つは財政諸制度を規定した 規範的史料を中心とする文書史料である。

まず前者について見ると、少なくとも中世については帳簿類の伝来は、残念ながら絶望的と表現しなくてはならない状況にある。というのも、ルイ14世の軍が1695年8月13日から15日にかけてブリュッセルを大砲撃し、市庁舎に保存されていたはずの公的書類は建物とともに総て破壊されたからであるり。こうして、会計簿以外にも存在したことは確かだとされる会計関係の様々な書類も殆どが失われた。現在残されているのは、会計簿自体のごく小さな断片か、あるいは会計簿からの抜粋文書の一部のみなのである。そのうち公刊されているものもまた一部分だけである。以下、現時点で公刊されているブ

³⁾ 中世都市の財政をめぐる我国と西欧での学界状況 全般については、平嶋 [1988]:藤井 [1991] の整理 を参照。

⁴⁾ これは,ブリュッセル市史の展覧会を記念して編纂された論文集で,同市の政治史や文化史に重点を おいている。例えば Martens[1953]: Van Eeghem [1953] を見よ。

⁵⁾ この砲撃については、Wellens [1962] 参照。

リュッセル会計簿関係史料について簡単に整理 しておこう。

①最初の史料刊行は、ガーレスロートにより 1867年に行なわれた (Galesloot [1867])。これ は、1628年頃に教会建築に携わった関係者か都 市当局者が、当時伝来していた1334年を最古と し、1536年に至る会計簿の一部を抜粋したもの とされる。ところが、この17世紀の原史料は刊 行後行方知れずになってしまったようだ。②こ の史料紛失を指摘したのが、40年後に15世紀前 半の2つの断片的会計簿を刊行したデ=マレで ある (Des Marez [1908])。デ=マレは, 17世 紀のある書冊形式の史料を復元する作業過程で, その書冊に挟み込まれた50行ほどの書付けを発 見し, それを1415-6年度会計簿の断片だと認 定したのである。それからまた,他の手稿文書 の中にも,もう1つの会計簿断片が挿入されて いるのを見つけ、日付はないがこれも15世紀前 半のものと推定している。③それと同様、17世 紀の戦災を免れた14世紀会計簿3年分の一部が ベルギー国立文書館で発見され、ゴリッセンに よって1956年に刊行された(Gorissen [1956])。そのうち1372年分と1382年分は、1956 年当時既に存在が知られていた未刊行の1405年 10月分月次会計簿と記帳形式が酷似しているこ と――即ち14世紀後半から15世紀前半にかけて は会計処理の方法に連続性が見られること―― また全体として、収入に関しては売買税 assise と雑収入に大別できるものの, 支出は科目が多 く,種類が多様でまとまりに欠ける,という概 観が示されている (ibid. p. 162)。④1959年にな って初めて, ディックステイン=ベルナールが 1405年の会計簿を刊行した (Dickstein-Bernard [1959])。これまで述べてきたものは、断 片ではあれすべて年次会計簿であったのに対し,

これは中世ブリュッセルの月次会計簿として唯 一完全な姿で残存しているものである。同一書 体・収支の統一的記述という点からして、都市 の会計役人の元帳から一挙に作成された会計簿 と想定されている (ibid. p. 246-7)。⑤1982年 に、1570年以前のベルギー都市会計簿史料の目 録作成を目的とした研究グループが結成された。 目録の刊行は個別に行なわれ、最初にブラバン ト都市メヘレンのものが刊行されている6。 ディックステイン=ベルナールはこの作業グル ープに加わり、それまで不透明だった中世ブ リュッセルの会計簿の伝来状況を明らかにして 見せた (Id. [1988])。この仕事は、史料内容そ のものの刊行ではないが、未刊・既刊を問わず, 現存するブリュッセル都市会計に関する史料に ついて手際よく整理したものである(以上表 「1]参照)。

さて、第2類型の一つである規範的史料に目を転じると、帳簿類の絶望的な伝来状況とは対照的な様相であることに気付く。なぜならば、財政という側面を含め、中世ブリュッセルの都市制度と、後述する毛織物ギルド組織と密接な関わりをもつ毛織物工業関係の史料が、先にも触れたファヴレスによって多数刊行されているからである。個々の労作について詳しく触れる余裕がないため、ここでは、14世紀を通じてブリュッセルが経験した、都市財政の制度的変革に関する史料(Favresse [1931a])が非常に有益であるとだけ指摘しておこう"。この他、ブ

⁶⁾ Joosen [1988]. なおヨーセンにはそれ以前に、メ ヘレン最古の会計簿を刊行した仕事 (Joosen [1982]) がある。

それ以外のファヴレスの仕事を列挙すれば次の通りである。Favresse[1934a/b/c]: [1938]: [1946a/b/c/d]: [1947]: [1955]。なお毛織物工業史の業績に関して、ここではその集大成(Id. [1961])を示すにとどめる。

リュッセルの都市貴族に関係する史料 (Martens [1959]: [1966]) や、ブリュッセルと他の権力との関係を示す種々の素材 (Martens [1962]: Deleurère [1968]: De Ridder [1974]) を我々は利用することができる。また、ディックステイン=ベルナールの77年の研究 ([1977]) では、都市財政自体や後述する毛織物ギルドとショセの財政・会計研究に必要な未刊行の史料が数多く示されており、貴重な手懸かりとなっている。

最後に、毛織物ギルドとショセの会計簿関係の史料についても、都市自体のそれ以上に伝来 状況が悪いとだけ付け加えておこう。この点に ついては、行論中改めて述べることとする。

ブリュッセル財政概観 会計官制度を中心に

紙幅の関係から,以下では中世ブリュッセル 財政の収入・支出といった諸側面は思い切って 捨象し,本論の主題である毛織物ギルドとショ セの財政の検討に必要な限りで,都市の財政政 策なかんずく都市会計官制度の成立とその返遷 に焦点を絞ることにする®。ただ,都市財政の基 本構造についてごく簡単に触れておくと,おお よそ次のように想定される。即ち,ブラバント 公への援助金 aides 支払い⁹⁾や囲壁建築費など 巨額の支出は,定期金の売出しで賄い,定期金 購入者への支払いや通常の支出は,ワインやビ ールなど飲食品に大きく比重のかかった売買税 assises の収入に依存する,というものである。 従って当然ながら,売買税徴収の確保が都市財

(1) 会計官制度の出現

ブリュッセルでは、1334年まで財務行政を 司ったのは2人の市参事会員だったが,この年 都市資産からの収入, 定期金売却収入, 売買税 収入および支出全体を処理する責任者として, 2人の会計官が独立して新規に任命され、都市 財政の制度的改善を跡づけた。しかしこれは, 単に財政制度の整備を意味するだけではなかっ た。ブラバント公への戦費援助・新都市壁建築 への出費・定期金支払いなどが、次第にこの時 期ブリュッセル財政を圧迫し、 市政を支配して きた一部都市貴族への反感が市民の間で醸成さ れていき, 財政改革の必要性が唱えられるよう になったことをも反映している。結論を先取り して言えば、14世紀前半から15世紀前半にかけ て、ブリュッセルは緩慢ではあるがある程度都 市行財政の改革と、'民主化'とを推進した10)。14 世紀の改革法令集 (Favresse [1931a]) はその 凝集的成果なのである(史料 [1])。

そこから読み取れるブリュッセル財政改革の 骨子は、会計官と毛織物ギルド首長および8人 衆(後述)の職務と義務の明文化である。他方, 1386年の規定には、法令の交付主体に手工業者 の宣誓役 jurés de métiers が姿を表わすが(史

政を大きく左右することになり、そうした政策 の実現の一部が、以下に述べる会計官職をとり まく諸制度なのである。

⁸⁾ 中世後期のブリュッセル財政に関する詳細な議論 については,近々別稿を予定している。

⁹⁾ ブラバント公への援助金貢納については, Moureaux-Van Neck [1965]: [1966] を見よ。

²⁰⁾ ブリュッセルでは、遅くとも14世紀初頭から 7家 系の都市貴族 Lignages が、特権階層として都市の 行財政を支配し、腐敗を醸成し続けていた。14-15 世紀を通じてその是正を希求する一般大衆の運動 は、ブラバント公などをも巻き込みながら内乱に至 ることもしばしばであった。なお、市政における都 市貴族体制について、とりあえず Van Parys [1958]:Id. [1960]:Dickstein-Bernard [1976a/ b]:Smolar-Meynart [1985] を参照されたい。

料[1]-iv), これは1356-7年の内乱¹¹⁾後,被 選出母体はなお都市貴族ではあるものの,1359 年に宣誓役が会計官の選任権の一部を持つよう になって以来達成された,一定の"民主化"を 示したものである。この傾向はさらに強化され, 1421年の改革(史料[2])では,候補者を都市 貴族が選任したのち,2人の会計官が宣誓役か ら任命されるようになる(Dickstein-Bernard [1988]p.12-3)。こうした財政改革のもう一つ の重点は,都市役職者と徴税請負人との兼任禁 止及び癒着の是正という側面にもあった。1369 年の改革法令は,市参事会員・会計官・毛織物 ギルド首長・都市の書記役人が売買税を請負う こと,またその逆の関係も禁止している(史料 [3])。

形式的にはブリュッセルの会計官は, 市参事 会・評議会の決定した基本的財務行政を実行す る職務に過ぎなかったが, 現実には財政面に限 らず,都市の経済政策執行の殆どすべての側面 に携わるようになっていく。ビールやレンガの 品質検査・価格決定への関与までも行っている のは, その一例であろう (Id. [1977] p. 284-5, p. 381)。また財務面だけに注目しても、彼らの 職務は、当初の都市財政収支の掌握にとどまら ず,都市収入の効率的組織・運営、定期金設定、 毛織物ギルドの財政に関与(1385年)、ショセの 会計を掌握(1449年),両替商からの出納官選 任,都市当局への財政状態の報告と提言,とい うように多面性を帯びるようになるのである。 とりわけ都市財政の状況把握は, 売買税入札ひ いては翌年度の都市収入に大きな影響を与える ため, 当局への財政状態の報告が一層重要性を

帯びてくる。とともに,その職務にまつわる人間の腐敗防止にも注意が払われるようになった。会計官職は1年任期のうえ6年間の再任禁止とされ(史料[4]),また,職務を終えた会計官が,会計簿とともに財政報告を正式に終えるまでは,関係者に秘密厳守が要請されているのも印象的であろう(史料[5]) 12 。

(2) 書記官と出納官

14世紀前半に創設されたブリュッセル会計官の職務が、次第に都市の経済政策全般に拡大していく時、それを一層促進したのが書記官ならびに出納官(=両替商)による補佐役人としての機能だった。むろん、ある程度会計実務に能力のある人間が会計官に選ばれたであろうことは想像に難くないが、毎年改選されるという会計官職制からしてもそれには限界があり、実務能力のある補佐役の登用が不可欠となったからである。

都市当局の任用する書記の職務は基本的に,参事会発信の書類の作成・転写・保存及び都市法廷への列席などであったが,都市の発展・行政機構の拡張に伴い,その能力が買われて,その他の日常的な行政職務にも関与するようになった(Paquet [1950] p. 357-8, p. 369-71)。

ブリュッセル書記官の仕事が増幅するにつれ、会計官の帳簿上の実務処理がその中に入ってくるのはごく自然の成行きであった。1369年まで請負い方式だったビール・ワインの売買税を直接徴収するべく、都市の書記官がその任にあてられることを契機として、その他の都市収入にも次第に関わることで、やがて会計官の書記官

¹¹⁾ フランドル伯ルイ=ド=マールの仕掛けたブラバ ント継承戦争と絡み,都市貴族反動体制を攻撃した 暴動(Dickstein-Bernard [1976a] p. 135)。

¹²⁾ 会計官の選出や就任に関して詳細は,Dickstein-Bernard [1959]: [1977] p. 221-2,p. 282-4を参 照せよ。

が都市の書記役人の中から分離・独立するようになる(Dickstein - Bernard [1977] p. 379-80)。会計官の正式な補佐役となった書記官は、収入実務だけでなく会計簿や売買税一覧の作成に携わり、1449年からはショセの会計簿も作成するようになる。また売買税徴収が拡大するにつれ、違反を取締るために会計官・書記官以外にもそれを補佐する様々な都市役人が登用されていることにも注目する必要があろう¹³)。

次に,会計官の補佐役として書記官以上に重 要な役割を果たしたのが、出納役人としての両 替商である14)。書記官が都市の公的な役人とし ての性格を強く帯びていたのに対し、出納官は, その公的職務を本来の私的業務と連動させてい たところに特徴がある。というのも、都市の収 入が予測不能で不安定な間接税に多くを負って いたため、巨額で定期的な支払い15)などにとっ て,都市へ貸付けをすることが可能な金融業者 としての彼らの属性が、14-15世紀ブリュッセ ル財政で重要となったからである。(Ibid. p. 378-9)。それ故、ブリュッセルで出納官となり得た のは少数の富裕な市民家系であって,表「2] に示すように14-15世紀に言及される人物も10 名に満たない。特に表中3人のde Froyere は 兄弟で、14世紀を通じて、この家系がブリュッ セルの金融業者として最有力であったに違いな V20

4. 毛織物ギルドの会計と財政

ブリュッセル会計官の任務は、都市の経済政策への関与をも含めて都市財政全体の統轄であった。しかしながら、1334年に正式に会計官制度が導入される以前から、毛織物ギルドとショセと呼ばれる組織の会計がすでに存在しており、会計官の掌握する領分が拡大していくにもかかわらず、それらは会計官の掌握範囲からは外れた都市財政の一部分として長く残存した。

ブリュッセルの毛織物ギルドとは, 高級毛織 物の取引きに独占権を持つ商人たちの組織であ ると同時に、7つの有力市民家系が構成する都 市貴族の一団である。その起源は13世紀末以前 に遡り、その独自の会計も恐らく同様に古くか ら行なわれていた(Id. [1988] p. 18)。この年 には、10人のギルド役職者の存在が確認でき、 彼らは都市当局とともに毛織物工業者たちの賃 金・労働条件を定めている(Favresse [1938] p. 454-61)。毛織物ギルドは既に13世紀段階か らブラバント公が認知していたが、14世紀に入 ると都市当局に対してだけでなく, ギルドに対 しても固有の権利――例えば毛織物商工業に関 する法廷開催権――を与えるなど、公はブリュ ッセルのギルドにとって有力な後盾となった (Dickstein-Bernard [1979b] p. 51-2).

毛織物ギルドは、毛織物工業の発展に基礎をおいたブリュッセルの成長¹⁶⁾とともに、14世紀から15世紀前半に至るまで毛織物商工業を支配した。それだけでなく、世襲の形で都市役職の地位をも独占し市政を掌握していた。この都市

¹³⁾ 史料 [1] の (ii)・(iii) における'諸市政官職'の 語に注目せよ。これは、史料文言中では具体的な個 人名以外に'knecht'や'knapen'などの用語で出現し ている(Favresse [1931a] p. 122-3)。なお、この 点については、Dickstein-Bernard [1977] p. 35を 見よ。

¹⁴⁾ ブラバントの両替商一般に関する研究としてさし あたり, Vercouteren [1985] を挙げておく。

¹⁵⁾ 例えば、売買税徴収権の見返りとしてブリュッセルは、1326年からほぼ20年ないし40年ごとに、ブラバント公へ6000 £ 前後の貢納を余儀なくされている(Dickstein-Bernard [1977] p. 25)。

¹⁶⁾ 中世後期ブリュッセルの毛織物工業の動向と経済 成長に関しては,Bonenfant [1965]:Bautier [1966]:Dickstein-Bernard [1976a]:Id. [1979a] を見よ。

貴族家系の中から選出される2人の首長と8人衆と呼ばれるグループが,毛織物商工業全般に関する統制権限を握っていたのである(Id. [1977] p. 10-11, p. 285-6)。そればかりではない。毛織物ギルドの主要な収入,即ちギルドへの加入金,毛織物商工業に関わる罰金収入,毛織物取引所での計量税・押印税などの処理が,毛織物ギルド独自の会計として行われていたのである。しかも,この最後の取引所での種々の収入権は,1386年以前には毛織物ギルドだけの特権ではなく,次項で述べるショセも都市の公職として権利をもっていたようで,取引所での課税権をめぐって両者に紛争が生じたこともあった,という(Ibid. p. 93-5)。

残念なことに、毛織物ギルドの会計簿も殆ど 伝来していない。唯一例外は、16世紀初頭の都 市会計簿の中に、毛織物ギルドが作成・提出し たと思われる罰金の収入帳簿が挿入されて残さ れているもののみである。14-15世紀には恐ら く毛織物ギルド収支全体の会計簿が都市当局に 提出されていたと想定される(Ibid. p. 93)。と いうのも、都市会計官制度発足の1334年の法令 の中に、毛織物ギルドが当局へ会計報告をする 義務を命じた項目があり、1339・1374・1385年 に、毛織物ギルドが徴収した罰金の帳簿を都市 会計官へ提出する義務が、繰返しうたわれてい るからである(Ibid. p. 92-3、p. 287:Id. [1988] p. 27. 史料 [6])。

罰金の徴収に関して、都市が繰返し監査権を 行使しようとする事態は、そもそも毛織物に関 係するか否かを問わず、一般的な罰金徴収権が 13世紀末ブラバント公によってワイン提供の見 返りにブリュッセルへ与えられたことに由来す る(Id. [1977] p. 94)、いわば公的権限の一部 として当時捉えられていたからではないか。こ のことは毛織物ギルド財政と都市財政との相互 関係からより明白になる。というのも,具体的 な数値は1381年と1382年のものが分かっている だけであるが,毛織物ギルドは,必要経費を除 いた黒字の一部を都市へ納入するよう定められ ており(Ibid. p. 96, n. 322),また逆に赤字の 場合は,都市財政から毛織物ギルドへ補塡がな されているからである(史料[7])。

14世紀の後半に入ると、毛織物工業の不況に 起因したためか毛織物ギルドは慢性的な赤字に 陥り, それと同時にその指導者層であるギルド 役職者の怠慢に対する批判が都市当局によって さえ行われるようになる (史料 [8])。それで もなお15世紀初頭までは、毛織物ギルドの役職 者と都市当局者との歴任が相当目につき, その 意味で毛織物ギルドは自らに有利な政策を取り 得てはいた。しかし、14世紀後半から既に、そ れまで市政から排除されていた市民層の影響力 増大を背景として、都市当局者が毛織物ギルド の役職者の職務を果たすようになるなど,毛織 物ギルドは、次第にブリュッセル市政機構の一 部へと変貌する様相を見せ始める(Id. [1979b] p. 51-3)。そして, 毛織物手工業者の同職組織が 力を持ち始めるようになることとも並行して, 14世紀末ともなると、一般市民層による市政参 与がより強い形を取り始める。それは、1412年 に都市会計官や市長職など、都市役職者の一部 へ彼らの代表の選出が認められるようになるこ とで決定的となった(史料「2])。

財政面でも1385年には、都市会計官が毛織物 ギルドの財政に直接介入するようになってくる。 15世紀初頭には、なお8人衆のうち2人がギル ドの出納役として収入実務を担当するものの、 支出に関しては都市会計官の同意が必要となり (Id. [1988] p. 18)、かつ会計官は毛織物ギル ドの収入を都市の収入とみなして、任期終了の際には、都市財政の会計簿だけでなくギルドの会計簿をも当局に提出するに至っている¹⁷。こうして15世紀も半ばになると、毛織物ギルドの財政は都市のそれへの従属度を一層強め、従来の「公的な性格を強く持つ自立組織」としての性格を喪失していくこととなる(Id. [1977] p. 287-8)。

5. ショセの会計と財政

さて,毛織物ギルドと並んで,ブリュッセル 行財政に独立した機能を発揮する特有な組織が もう一つ存在した。それは、1326年から明瞭に 姿を現わす,主として道路・土木行政に携わる 専門集団ショセ Chaussée である。13世紀以降 ベルギー諸都市では、都市当局が道路その他の 整備・維持に当たって,特別な組織を作り, cauchies, cauchages, cautside などがこの行政 組織を示す言葉として使用された。そして,ブ リュッセルについては、1265年に市壁の外の道 路をショセが整備したという事実が確認でき, 13世紀半ばにはブリュッセル内外で土木行政が 積極的に推進されていたと考えられているが (Id. [1974] p. 79, p. 81), その生命が200年も の間続いたことが、我々の関心を強く引くので ある。

ショセの会計簿についても,1379年の財政報告書を除くと,1369-70年分・1504-5年分・1505-6年分・1506-7年分のそれぞれが,殆

ど不十分な形で残存しているだけで、会計という側面では不明な部分が多い(Id.[1977] p. 97: [1988] p. 72-5)。しかし、この組織の本来の職務が、ブリュッセル内外の道路状態の維持であったことは確かであり、また、15世紀には消火用水・家畜用水の供給や井戸の維持もその一部となった。ショセは7つの市門での商品通過税Wegegeldと河川通行税Werfgeldの徴収を行い(Id. [1977] p. 103、p. 106)、それ以外にも、荷物の運搬用具の保有権者・利用権者として、船荷の積降ろし、市内でのワイン樽の運搬に対しても課税権を握って(Ibid. p. 80、p. 98-9)、財源の一部としていた。

しかし、ショセの都市における職務は、14世 紀を通じて大幅に拡大されていくと同時に,そ れに伴う収入源も一見奇妙な分野において多様 になっていく。そもそも、この組織が1326年の 史料で初めて登場するのが、その本来の任務と は無関係に思える,教会での市民の葬式用燈明 代徴集に関してなのである(Id. [1974] p. 79: [1977]p. 98)。次いで、1334年のブリュッセル 財政改革法令の中では, 市民権取得金の徴収権 さえ認められている (史料「9])。また、同じ 1334年には計量に関する権限を都市から与えら れ [Id. [1974] p. 79), 1355年にはブリュッセ ル市内の固有の敷地に公設の秤を設置した。そ れを契機に、売買に係わる個人の秤量は次第に 制限されていき、1407年となるとすべての計量 をこの公設秤で行うよう定められることになる (Id. [1977] p. 99-100)。さらに興味深いのは, 1365年に毛織物の検印業務の権限を付与され (史料「10]), それ以降毛織物の検印税だけで なく毛織物売買税の一部が, 毛織物ギルドや毛 織物取引所の所長から支払われるようになった ことであろう (Id. [1977] p. 72, p. 100-1)。こ

¹⁷⁾ Dickstein-Bernard [1988] p. 27-8. 史料 [12] に示す通り,規定中の文言「毛織物ギルド首長」が「都市」へと変更されていることは,以上の点を如実に示すものといえよう。会計官はやがて,財政面だけでなく,毛織物ギルド全体の統率権さえ保持するようになる。

れらの財源の殆どは、都市からその収入権限が認められたことに由来するものだが(Id. [1974] p. 80)、15世紀に入ると不動産収入や定期金収入を得ることによっても財源が拡大している(Id. [1979] p. 79)ことも興味深い。しかし1369-70年度分の会計簿を見る限り、都市財政全体に比較すればショセの収入自体はごく小さいもののようで18)、しかも、市民権取得金収入が全収入の56%を占めるという、本来的職務からすれば特異な財政構造を持っていた。また、31%が市門通過と計量に係わる税収入、7%弱が毛織物関係の税収で、その他はごく僅少である(Id. [1977] p. 108)。

種々の財源からの収入調達に当たっては、徴税請負いに出されることもあったが、直接徴収する場合には、都市役人も加えてそれ以外に、ショセの書記役・度量衡親方 Maître de poids・荷卸親方 Maître de grue など、ショセの中での下部組織が機能していた(Ibid. p. 107、p. 288-9)。しかし、全体の財政管理責任はショセ総親方 Maître de Chaussée にあった。彼らは、1421年までは都市会計官と同様、当局により都市貴族の中から選出されている。1339年には、総親方に都市当局が会計簿提出義務を命じているが(史料 [11])、それが強制力を伴うようになったのは1379年のことで、その法令では都市会計官と同じ時に同じ場所での会計報告義務が課されている(Id. [1974] p. 81: [1988] p. 19)。

さてショセの財政も,都市財政における"改革"(=民主化)の波を同様にかぶっていく。前述の通り,1421年まではショセの役職者はすべて都市貴族出身者であったが,この年の改革に

より、手工業者の宣誓役が選出されるようになり(Id. [1974] p. 81)、市政全般におけると同様、一般市民層の意識がショセ経営にも反映されるようになったのである。だが、市政の民主化傾向とともに、毎年会計簿の提出が義務付けられていたとはいえ、毛織物ギルドの場合とは異なって、ショセ財政に都市会計官が関与してくるのは15世紀に入ってからである。史料の刊行がないのは残念だが、ディックステイン=ベルナールによると、1449年10月28日に都市当局によって、3ヵ月ごとの被会計監査義務・収入改善・財政管理運営是正などを盛り込んだ法令が出され、この直接の任務に当たったのが都市会計官なのであった(Id. [1974] p. 80: [1977] p. 290, n. 297)。

やがて、毛織物ギルドの場合と同様ショセの会計も、黒字分が都市金庫へ流入されるなど、都市会計に組込まれる様相を呈する。そして1503年の法令に至ると、都市財政とショセ財政との合一、及び都市会計官によるショセ親方の兼務が定められることによって、ショセは市政において自立した行政組織としての機能を失っていくこととなる。そして、16世紀末にはこの組織の名称そのものも消滅してしまい、200年以上にわたるその歴史の幕を閉じるのである(Id. [1974] p. 81: [1977] p. 108-9: [1988] p. 19-20)。

むすび

会計簿の伝来が不十分なため、中世後期ブリュッセルの財政を定量的に考証することは確かに困難ではある。しかし、定性的な分析によってその特徴を理解することは不可能ではない。13世紀後半からのブリュッセルの経済成長は、

¹⁸⁾ グロート貨換算で、1369-70年度のショセ総収入は41£,他方1372年度の都市収入は2100£を超える、という(Dickstein-Bernard [1977] p. 107-8)。

都市行財政の急速な拡大をもたらし、会計官制度の導入に端的に示されるような財政制度の整備を必然にするとともに、市政全般を支配してきた有力都市貴族層に対する一般市民からの腐敗糾弾と、財政を含めた'民主化'要求とを生み出した。そして、14世紀を通じてのそうした制度化・立法化のダイナミズムは、毛織物ギルドとショセという組織の会計と財政とが、それ以前から既に確立していた事実をも我々の目に浮かび上がらせることとなる。

このことは,「中世都市の小さな財政基盤は,都市財政とは独立した別個の共同体ないしギルド的互酬で補完されていた」という議論(中野[1990] p. 28-9)が,大筋でブリュッセルでも妥当することをも意味している。この2つの固有な組織は,100年から200年以上にもわたって都市のそれとは別個の自立した財政を擁し,しかもその収入基盤の一部を都市の公的職務から生ずる収入に置いていたからである。

ただし、この結論には少なくとも2つの留保が必要である。第1に、基本的にはその財源と権限とが、都市当局から委譲ないし認可されることで成立していた組織体のショセと、公的な職務を一部執行するものの、毛織物商工業に経営の重心を置く毛織物ギルドとを一律に、「都市財政におけるギルド的互酬の母体」として捉え得るか、という点である。両者の経営の質的性格とその異同とが問われねばなるまい19)。

財政におけるギルド的互酬の母体」として捉え得るか、という点である。両者の経営の質的性格とその異同とが問われねばなるまい¹⁹⁾。

これと関連して第2は、ブリュッセルの毛織物ギルドやショセの財政が、本来的な意味で都

19) ブリュッセルのショセに関する研究を大幅に深化

以上の留保は、市政における互酬的組織を、公的職務の執行と自立的財政の保持という二重構造をもつものとして把握すべきかどうか、という問題に還元される。小論では、この点にまで踏み込んだ考察を加えることができなかった。しかし、ブリュッセル行財政における下部共同体としての毛織物ギルドとショセについては、例えば、都市構造全体がここと強い類似性を見せるといわれる近隣のレウヴェンなどとも比較することによって²⁰⁾、その在り方を追究することが十分可能で、意義あるものと考える。

市財政から自立した存在であったか,ということである。都市当局と両組織の要職の一部都市 貴族層による歴任,15世紀半ば以降の都市会計 官による両財政への介入および各会計の都市会 計への一部取込み,といった事実を見るならば, これらの財政は,少なくとも都市の半公的な財 政の一部と観念され続けていた可能性も強く, 都市財政から完全に自立したものだったと断じ るにはなお慎重な態度が必要であろう。

¹⁹⁾ ブリュッセルのショセに関する研究を大幅に深化させたディックステイン=ベルナール女史は、「都市の会計官などと同様、ショセは都市の公的職務の一部と考えてよい」と、非常に単純な結論を下している(Dickstein-Bernard [1974] p. 81)。しかし、こうした短絡的な断定もまた現状では危険であろう。

²⁰⁾ 中世後期を通じてブリュッセルと常に覇権を争った有力都市レウヴェンでは、ブリュッセルに比べてずっと早く、1378年には都市財政とショセ財政が融合されてしまっている(Van Uytven [1961] p. 11, p. 23, p. 44.)。こうした事実をもとにした比較研究は、今後に残された有意な課題であろう。

経済学研究 第59巻 第3・4号

表[1] 中世後期ブリュッセルの会計簿の伝来と刊行状況

(Dickstein-Bernard [1988] p. 76より作成)

省略形

AGR.=Archives générales du royaume à Bruxelles.

CC.=Chambre des comptes.

AVB.=Archives de la ville de Bruxelles.

GO=Gorissen [1956]: DI=Dicktein-Bernard [1959]: MA=Des Marez [1908]:

GA=Galesloot [1867]

会 計 簿作 成 者	会計年度	処理 期間	分類記号	伝状	来態	刊行
都市会計官	1370-1371	年 次	AGR., Mss. divers, 5.100	断	片	GO
同 上	1371-1372	月 次 (1372年 1 月)	AGR., Mss. divers, 5.100	断	片	GO
同上	1381-1382	月 次 (1382年11月)	AGR., Mss. divers, 2.565	断	片	GO
同上	1404-1405	月 次 (1405年10月)	AVB.	完	全	DI
同 上	1415-1416	年 次	AVB.	断	片	MA
同 上	1437-1441	年 次	AVB.	断	片	GA
同 上	1485-1486	年 次	AGR., CC. 30.942	完	全	無
同 上	1497/98- 1506/07	年次	AGR., CC. 30.943-30.952	完	全	無
毛織物ギルド 会 計 役	1503-1504	年次	AGR., CC. 30.949, F°199— F°201	完	全	無
ショセ親方	1369-1370	年 次	AGR., chartes diverses	断	片	無
同 上	1504-1505	年 次	AGR., CC. 30.950, F°184-F°199	完	全	無
同 上	1505-1506	年 次	AGR., CC. 30.951	完	全	無
同 上	1506-1507	年 次	AGR., CC. 30.952, F°146-F°158	完	全	無

表 [2] 14-15世紀ブリュッセルの両替商

(Dickstein-Bernard [1977] p. 314より作成)

氏 名	在職期間		
Niclolas de Froyere	$-1372 - \pm 1392$		
Arnoul de Froyere	$\pm 1392 - \pm 1398$		
Gherem de Froyere	$\pm 1398 - 1402$		
Etienne de Nederalphen	(1402~1403) -1407		
Herman van den Assche	$1407 - \pm 1448$		
Siger Suweels	1448-1464		
Pierre Wijchman	1464-1480		
Roland De Weert	1480-1497		

参照史料原文と試訳

*引用する史料が長大な場合,大要の理解に必要な要約ないし抜粋にとどめる。

史料[1] 14世紀ブリュッセル財政改革法令集(要約)

『1334年7月5日。参事会員と評議会は、会計官職を新たに設置し、また特に、会計官と毛織物ギルドの首長・8 人衆とが、どのような仕方で監査報告をなすべきか決定する。』

(ii) 《1339. 11 mai. Pour libérer Bruxelles de ses dettes, les échevins et le Conseil réduisent les dépenses de la ville, fixent avec précision la rémunérarion des magistrats et fonctionnaires, frappent d'une taxe de deux florins de Florence l'acquisition du droit de bourgeoisie et soumettent les receveurs, les doyens et les 'huit' de la gilde, à un contrôle plus rigeureux.》 (ibid. II, p. 118-30)

『1339年5月11日。ブリュッセルを負債から救うため、参事会員と評議会とは、都市の支出を抑制し、参事会と諸市政官職の報酬を詳細に定める。また、市民権取得に対してはフィレンツェ貨2フロリンの税を徴収し、会計官と毛織物ギルドの首長・8人衆をより厳正な監査の下におく。』

(iii) 《1359. Pour pouvoir effectuer le service de la dette et faire face aux dépenses qu'impose la construction de la nouvelle enceinte, les échevins, les receveurs, le Conseil, les doyens et les 'huit' de la gilde précisent, une fois de plus, la rémunération des magistrats et fonctionnaires, suppriment certains emplois, décident la création d'un livre de la dette communale et imposent aux receveurs des redditions de comptes mensuelles.》

(ibid. IV, p. 132-8)

『1359年。債務返済業務を効果的にし、かつ新都市壁建築への支出に対処するため、参事会員・会計官・評議会・ 毛織物ギルドの首長と8人衆とは再び、参事会と諸市政官職の報酬を決定し、幾つかの職務を廃止する。また、都市 の借入帳簿を作成することを決定し、会計官に毎月の会計簿提示を義務付ける。』

(iv) 《1386, 16 décembre. Pour empêcher que Bruxelles ne souffre une nouvelle fois d'embarras financiers, les échevins, les receveurs et les jurés des métiers énoncent les circonstances dans lesquelles, à l'avenier, la ville pourra émettre des rentes viagères.》 (ibid. VII, p. 147-9)

『1386年12月16日。ブリュッセルが再び財政逼迫に陥らぬよう,参事会員・会計官・手工業職の宣誓役は,今後都市が終身定期金を売り出す際の条件を明確に定める。』

史料 [2] ブラバント公の一般市民層に対する都市役職者代表選出認可 (1421年)

《Philips van Brabant, greve van Lyney ende van Saint-Pol,... doen te wetene dat... men ierst can -nadat de scepenen gemaict sijn ende gezwoeren selen hebben-, de gezwoirne van den neghen nacien,... kyesen ende nemen sullen uut elker van den selven neghen nacien..., drie goede wetteghe knapen,... die den voirs. scepenen overgheven ende presenteren, om, uut elker van neghen nacien voirs., eenen van den drien personen te nemene.》 (Favresse [1932] II, p. 292)

『ブラバント公フィリップ=サン=ポールは次のように知らしむ。今後は、(ブリュッセルの)市参事会員と宣誓官が選ばれた後、9つの nation の宣誓代表を選出し、各々の nation から 3人の市役職候補者を選任して参事会にそれを提示し、(参事会)は、各 nation 候補 3人のうちから 1人を(役職者として)認定することを。』

史料 [3] 都市役職者などへの売買税 assise 入札腐敗防止規定(要約)

⟨ 1369, 8 septembre. Les échevins, les receveurs, les jurés et le Conseil défendent que les échevins, les receveurs, les doyens de la gilde et leurs subordonnés deviennent, personnellement ou par personne interposée, fermiers ou garants des fermiers des accises. ⟩ (Favresse [1931a] VI, p. 143-7)

『1369年9月8日。参事会員・会計官・宣誓官・評議会は、参事会員・会計官・毛織物ギルドの首長とその配下の者が、個人的にであれ、仲介者を通じてであれ、売買税の請負い人やその保証人となることを禁ず。』

史料[4] 会計官再任制限規定(1334年7月5日)

経 済 学 研 究 第 59 巻 第 3 • 4 号

«...Die welke rentmeestere niet weder rentmeestere en selen mogen sijn dan van sesse jaeren te sesse jaeren,
dat's te verstane: soe wie dat rentmeester es op een jaer, dat hij niet weder rentmeester en sal mogen sijn dan
op't seste jaer dairna volgende.

(ibid. I, p. 116-7)

『会計官となった者は6年間は再び会計官となることはできない。即ち、ある年に会計官の職に就いた者は、その後6年のあいだ同じ職に就くことは許されない。』

史料 [5] 会計官補佐役 (clerc) の秘密保持宣誓 (15世紀)

«...Ende dat ic de heymelicheit ende den staet van der stad nyemande dan dien dat te wetene behoert kundigen noch open baeren en sal, mair dat ic sal helen ende heymelic houden al dat te helen steet.»

(Dickstein-Bernard [1966] p. 226, n. 6)

『我は、都市の秘密事項や財政状況を、参事会に属する者以外の人間にしゃべったり暴露したりしない。また隠さなければならぬすべてのことについても、秘密保持を誓う。』

史料[6] 毛織物ギルドへの会計報告規定(1385年5月26日)

«...twee rentmeesteren van den gulden, de clerc ende die drie knapen selen, ten verzueke der rentmeesteren van der stad,... ende alle die broeken die zij dairaf vernemen connen den rentmeesterren van der stad overgheven in ghescrifte.» (Favresse [1947] no. 15, p. 53)

『毛織物ギルドの2人の出納役,書記および3人の補佐役は,都市会計官の要求に従い,毛織物ギルドに関連して 徴収したすべての罰金について,それを書類にして都市の会計官に提出すべし。』

史料 [7] 毛織物ギルド役職者に対する財政赤字補塡命令(1485-86年)

《Item, den rentmeesters van der gulden van der draperyen... die na inhoudt huer rekening hen meer uutghegeven hebben dan ontfaen betaelt somme van 8 lb. 19s. 5d. ...》(Dickstein-Bernard [1977] p. 96, n. 324) 『帳簿の内容に従って収入額を上回る支出をした毛織物ギルド出納役に、(都市会計から) 8 リーブル19スー 5 ドニエ…の支払い。』

史料 [8] 都市当局によるギルド役職者への批判(1374年5月11日)

《In den yersten, alle de boeten ende broeken die verschinen zelen van alrehande stucken, alsoe verre alse der gulden toehoert ende zij't recht, alse die boeten verschenen zijn, dat die comen zelen ter ghemeinre gulden omme de gulde mede te houdene ende te gouverneerne; dewelke broeke men zal nemen ghelijc alse wel van den riken alse van den armen ende en zelen de deken noch de achte gheen macht hebben die boeten ende broeken quijte te ghevene; ende de clerck, wardeere ende knapen, alsy die broeken vinden, selen se moeten voertbrengen voere beide de guldekene ende voere viere achten of voer meer.》(Favresse [1947] no. 12, p. 28) 『まず第1に,それが毛織物ギルドの権限に関わるものである限り,いかなる毛織物についても罰金と違反金はすべて徴収されねばならない。罰金が徴収されるならば毛織物ギルド全体の秩序維持と統制がもたらされること必定であるからだ。この違反金は富める者からも貧しき者からも平等に徴収されなくてはならず,ギルドの首長や8人衆

は罰金・違反金の免除を行う権限を持たない。そして、書記役・監督役・補佐役は、違反を見つけ次第ギルド首長と

史料 [9] ショセによる市民権取得金の収入 (1339年5月11日)

8人衆のうちの4人以上とにそれを報告しなければならない。』

《Item, soe wie poirtere oft porterse werdt te Bruessele sal gheven, ter cautschieden behoef van Bruesele, twee florijne Florenchen ende dies en sal men niemene verdragen noch verlaten. Die welcke twee florijn van Florenchen men sal ter cautschieden behoef ende in cautschieden oirbore bekeeren.》

(Favresse [1931a] II, p. 128)

『ブリュッセルの市民になろうとする者は、ブリュッセルのショセの勘定としてフィレンツェ貨2フロリンを支払うべし。これは他の何者にも譲渡されたり委ねられたりしてはならない。そしてこの2フロリンは、ショセの勘定としてまたその収入としてもたらされるべし。』

史料 [10] 都市当局によるショセへの毛織物検印税徴収許可(1365年4月16日)

中世後期ブリュッセルの財政構造

«...omme de cauchiede van der stad staende te houdene vordane lovenlec ende wale, hebben ghegeven ende gheven met consente, willecoere ende ghemeinen overeendragene van allen den goeden lieden van der stad,... dat ambacht dat men heet't seghelen van den laken en van Bruesele, dwelke houdene es her Reynere Clutinc de Zeghelere,... te hebbene ende te behoudene vordane eeuwelec... na de doot des vors. heren Reyners Clutincs, te ghebrukene ende te anthierne ghelijc dat Reynere vors. houdende es ende antierende, ende dat,... die cauchiedemeestere van der stad,... zelen zetten van der cauchiedenweghen eenen goeden wettegen man, die dat vors. ambacht doen zal ende antieren ende't gelt datter afcomt gheven ende bekeeren.

(Favresse [1947] no. 8, p. 17-8)

『ショセの状態を良好に保つべく,都市の善良な市民すべての同意と承認を得て次のことを許可する。これまで検印官 Reynere Clutinc が行ってきたブリュッセル毛織物の検印業務を,その死後も永久に同じ仕方で保つ。そしてこの職務を引き継いで行い,それから上がる収益をショセのものとすべく,ショセの親方が,ショセの任務を遂行する者の中からそれにふさわしい人物を一人当てることを。』

史料 [11] ショセに対する会計簿の作成・提示と役職者改選の規定(1339年)

« Item. en selen die cautschiedenmeesters van der stad engeenen loon hebben noch geen goet van der cautschieden noch van der stad, mair... selen rekeninge doen alle jare voir scepenen ende voir de goede liede van der stad. Dewelcke, meestere men afdoen sal van jare te jare, opdat den scepenen goet ende orboirlec dunct. (Id. [1931a] II, p. 126)

『ショセ親方は都市から給与を貰ったり、ショセや都市から物品を受け取ったりしてはならない。そして毎年会計簿を市参事会員と都市の善良な人々に提出しなければならない。市参事会員は、そうしたほうが良いと思われる場合にはこの親方職を毎年改選する。』

史料 [12] 14世紀後半ブリュッセル当局による毛織物ギルド抑制策 (1365年)

« Item, soewie den ghesworne van den weverenambacht ofte den clerc lelecheyt dade in worden ocht in werken in wat manieren dat hij't dade, dat moet hi boeten na den wille des guldekens, ende is daertoe te elken male om X lb. den ambachte helf ende d'ander helft den guldeken. (Favresse [1946] no. 5, p. 207)

___stad

『毛織物アンバハトの宣誓役であれ書記役であれ誰でも、言辞と行動においていかなる仕方でも過ちを犯した場合には、毛織物ギルドの首長の命に従い、その度ごとに10リーブルの罰金を支払わなくてはならない。その半額ずつはアンバハトと毛織物ギルド首長に帰属するものとする。』

└──都市

*注 1365年制定当時には「毛織物ギルド首長」とされていたのが、1394年頃上のように「都市」に書き改められている。

文 献 目 録

省略形

ASAB : Annales de la société royale d'archéologie de Bruxelles.

BCRH: Bulletin de la commission royale d'histoire.

RBPH: Revue belge de philologie et d'histoire.

Aerts, E. [1982] Les comptes du duché de Brabant au bas moyen âge et la recherche historique, in *Bulletin trimestriel du crédit communal de Belgique*, no. 142. p. 275-294.

Bautier, R.-H. [1966] La place de la draperie brabançonne et plus particulièrement bruxelloise dans l'industrie textile du moyen âge, in *ASAB*, t. 51 (1962-1966), p. 31-63.

Bonenfant, P. [1965] Achats de draps pour les pauvres de Bruxelles aux foires d'Anvers de 1393 à 1487. Contribution à l'histoire des petites draperies, in *Festschrift für Hektor Ammann*, Wiesbaden, p. 179–192.

Bruwier, M. [1964] Finances et comptabilité urbaines du XIIIe au XVIe siècle, in CIF [1964] p. 21-27.

Bruxelles [1953] Bruxelles au XVe siècle (Éditions de la Librairie Encyclopédique), Bruxelles.

- CIF [1964] Colloque international Blankenberge, 6-9-IX-1962: Finances et comptabilité urbaines du XIIIe au XVIe siècle (Pro Civitate, Collection histoire, no. 7), Bruxelles.
- CII [1966] Colloque international Spa 6-9-IX-1964: L'impot dans le cadre de la ville et de l'État (Pro Civitate, Collection histoire, no. 13), Bruxelles.
- Clauzel, D. [1977] Lille à l'avènement de la période bourguignonne. Le témoignage des comptes urbains, in *Revue du Nord*, no. 232, p. 19-43.
- Clauzel, D. [1981] Comptabilités urbaines et histoire monétaire (1384-1482), in Revue du Nord, no. 249, p. 357-376.
- Deleurère, M. [1968] Oorkonden betreffende het onroerend bezit te Brussel en omgeving in de 13de-15de eeuw, in *BCRH*, t. 134, p. 1-73
- Des Marez, G. [1908] Deux fragments de comptes communaux de Bruxelles du XVe siècle, in ASAB, t. 22, p. 229-246.
- De Ridder, P. [1974] De oorkonden verleend door Hertog Jan II van Lotharingen van Brabant en van Limburg (1294-1312) aan de stad Brussel (1303-1312), in *Eigen schoon en de Brabander*, 57e Jg, p. 289-321.
- Dickstein-Bernard, C. [1959] Le compte mensuel de la ville de Bruxelles d'octobre 1405 et la construction de l'aile orientale de l'hôtel de ville, in *Cahiers bruxellois*, t. 4, p. 246-294.
- Dickstein-Bernard, C. [1966] Les comptes bruxellois comme source pour l'histoire des finances urbaines avant le XVIe siècle, in ASAB, t. 51 (1962-1966), p. 219-229.
- Dickstein-Bernard, C. [1974] L'administration de la "Chaussée" à Bruxelles aux XIVe et XVe siècle, in Annales du XLIIIe Congrès de la fédération des cercles d'archéologie et d'histoire de Belgique, p. 79-83.
- Dickstein-Bernard, C. [1976a] Une ville en expansion (1291-1374), in Martens [1976] p. 99-138.
- Dickstein-Bernard, C. [1976b] Bruxelles, résidence princière (1375-1500), in Martens [1976] p. 139-165.
- Dickstein-Bernard, C. [1977] La gestion financière d'une capitale à ses débuts : Bruxelles, 1334-1467, Bruxelles.
- Dickstein-Bernard, C. [1979a] Activité économique et développement urbain à Bruxelles (XIIIe-XVe siècles), in *Cahiers bruxellois*, t. 24, p. 52-62.
- Dickstein-Bernard, C. [1979b] Brussel. Hoofdstad van een graafschap: De Gilde, in Stengers [1979] p. 51-55.
- Dickstein-Bernard, C. [1988] Répertoire chronologique et analytique des comptes, fragments et extraits des comptes communaux de Bruxelles qui subsistent pour la période antérieure à 1570, in *Cahiers bruxellois*, t. 29, p. 5-78.
- Favresse, F. [1930] Le Conseil de Bruxelles, 1282-1421, in RBPH, t. 9, p. 139-148.
- Favresse, F. [1931a] Documents relatifs aux réformes financières entreprises par Bruxelles de 1334 à 1386, in *BCRH*, t. 95, p. 111-149.
- Favresse, F. [1931b] Les significations du mot 'jurés' dans les actes bruxellois au moyen âge, in *RBPH*, t. 10, p. 141-166
- Favresse, F. [1932] L'avènement du régime démocratique à Bruxelles pendant le moyen âge (1306-1423), (Académie royale de Belgique, classe des lettres etc., Mémoires, t. 30, fasc. 1), Bruxelles.
- Favresse, F. [1934a] Esquisse de l'evolution constitutionnelle de Bruxelles depuis le XIIe siècle jusqu'en 1477, in *ASAB*, t. 38, p. 46-82.
- Favresse, F. [1934b] Documents relatifs à l'histoire politique intérieure de Bruxelles de 1477 à 1480, in *BCRH*, t. 98, p. 29-125.
- Favresse, F. [1934c] La keure bruxelloise de 1229, in BCRH, t. 98, p. 311-334.
- Favresse, F. [1938] Actes intéressant la ville de Bruxelles 1154 2 décembre 1302, in BCRH, t. 103, p. 355-512.
- Favresse, F. [1946a] Dix règlements intéressant la draperie bruxelloise, 1376-1394, in BCRH, t. 111, p. 143-166.
- Favresse, F. [1946b] Règlements inédits sur la vente des laines et des draps et sur métiers de la draperie bruxelloise (1363-1394), in *BCRH*, t. 111, p. 167-234.
- Favresse, F. [1946c] Les premiers statuts connus des métiers bruxellois du duc et de la Ville et note sur ces métiers, in *BCRH*, t. 111, p. 37-91.
- Favresse, F. [1946d] Le premier règlement accordé au métier des tisserands de lin de Bruxelles par l'Amman et la 'Loi' de la ville, Bruxelles.
- Favresse, F. [1947] Actes inédits du Magistrat et de la Gilde de Bruxelles relatifs à la draperie urbaine depuis 1343

- environ jusqu'à l'apparition de la "nouvelle draperie" vers 1440, in BCRH, t. 112, p. 1-100.
- Favresse, F. [1955] Sur un passage du privilège ducal du 12 juin 1306, concernant la Gilde bruxelloise de la draperie, in *RBPH*, t. 33, p. 602-608.
- Favresse, F. [1957] Comment on choisissait les jurés de métier à Bruxelles pendant le moyen âge, in *RBPH*, t. 35, p. 374-392.
- Favresse, F. [1961] Études sur les métiers bruxellois au moyen âge, (Université libre de Bruxelles).
- Galesloot, L. [1867] Notes extraites des anciens comptes de la ville de Bruxelles, in BCRH, t. 9, p. 478-500.
- Gorissen, P. [1956] Les finances de la Ville de Bruxelles au XIVe siècle. À propos de trois fragments de comptes (1371-1372-1382), in *Cahiers bruxellois*, t. 1, p. 161-194.
- Joosen, H. [1982] De oudste stadsrekening van Mechelen 1311-1312 (Studia et documenta Mechliniensia, t. 1), Mechelen.
- Joosen, H. [1988] Inventaris van de stadsrekeningen van Mechelen (tot 1570) (Studia et documenta Mechliniensia, t. 3), Mechelen.
- Martens, M. [1953] Bruxelles, Capitale, in Bruxelles [1953] p. 33-52.
- Martens, M. [1959] Note sur l'époque de fixation du nom des sept lignages bruxellois, in *Cahiers bruxellois*, t. 4, p. 173-193.
- Martens, M. [1962] Le censier ducal pour une partie de la circonscription de Louvain en 1366, Bruxelles.
- Martens, M. [1966] Une source perdue: les listes ou les livres où l'on inscrivait le nom des échevins et leur appartenance lignagère, antérieurement au XVIIe siècle, in ASAB, t. 51 (1962-66), p. 157-192.
- Martens, M. [1973] Bruxelles, capitale, de fait sous les Bourguignons, in Westfälische Fouschungen Mitteilungen des Provinzialinstituts für westfälische Landes-und Volksforschung des Landschaftsverbandes Westfalen-Lippe, 25. Bd., Münster, p. 180-187.
- Martens, M. (dir.) [1976] Histoire de Bruxelles, Toulouse.
- Moureaux-Van Neck, A. [1965] L'aide brabançonne de 1374, in *Hommage au professeur Paul Bonenfant (1899-1965)*, Bruxelles, p. 267-283.
- Moureaux-Van Neck, A. [1966] Un aspect de l'histoire financière du Brabant au moyen âge : les aides accordées aux ducs entre 1356 et 1430, in ASAB, t. 51 (1962-1966), p. 65-94.
- Paquet, J. [1950] La collaboration du clergé à l'administration des villes de Bruxelles, et d'Anvers aux XIVe et XVe siècles, in *Le moyen âge*, t. 56, p. 357-372.
- Prevenier, W. [1960] Stads- en kasselrijrekeningen als bronnen voor lokale geschiedenis: de oudste rekening van het stadje Biervliet (uitreksel) 1 mei 1404 30 april 1405: de oudste rekening van het Ambacht Assenede (in extenso) 12 september 1402 24 oktober 1403, in *Oostvlaams verbond van de kringen voor geschiedenis*, no. 25, Gent.
- Smolar-Meynart, A. [1985] Bruxelle; l'élaboration de son image de capitale en politique et en droit au moyen âge, in *Bijdragen tot de geschiedenis, inzonderheid van het oud hertogdom Brabant*, t. 68, p. 25-45.
- Stengers, J. [1979] Brussel. Groei van een hoofdstad, Antwerpen.
- Van Eeghem, W. [1953] Le Théâtre bruxellois d'expression néerlandaise, in Bruxelles [1953] p. 291-297.
- Van Parys, H. C. [1958] L'admission aux lignages de Bruxelles, in *Cahiers bruxellois*, t. 3, 1958, p. 107-137; p. 253-281; t. 4, 1959, p. 9-30.
- Van Parys, H. C. [1960] À propos de l'époque de fixation du nom des sept lignages bruxellois, in *Cahiers bruxellois*, t. 4, p. 165-192.
- Van Uytven, R. [1961] Stadsfinanciën en stadsekonomie te Leuven van de 14de tot het einde der 16de eeuw (Verhandelingen van de koninklijke Vlaamsche academie voor wetenschappen, letteren en schone kunsten van België, klasse der letteren, t. 44), Brussel.
- Van Werveke, H. [1934] De Gentsche stadsfinanciën in de middeleeuwen (Verhandelingen der koninklijke Vlaamse academie voor wetenschappen, letteren en schone kunsten van België, klasse der letteren, t. 34), Brussel.
- Vercouteren, E. [1985] De geldwisselaars in Brabant (1430-1506): een bijdrage tot de economische geschiedenis van de Zuidelijke Nederlanden, in *Bijdragen en mededelingen betreffende de geschiedenis der Nederlanden*, t. 100, p. 3-25.

経済学研究 第59巻 第3・4号

- Wellens, R. [1962] Une relation inédite du bombardement de la ville de Bruxelles par le maréchal de Villeroi en 1695, in *Cahiers bruxellois*, t. 7, p. 203-212.
- セルギイ=ヴィルファン [1990]「ヨーロッパ都市史研究の現状と方向」『歴史学研究』no. 612, p. 62-74.
- 影山久人 [1985] 「中世都市リューベックの財政収入――1407/08年度会計記録における若干の項目をめぐって――」『比較都市史研究』第4巻2号, p. 47-53.
- 中野忠 [1986]「イギリス地方都市の会計簿と財政」『比較都市史研究』第5巻2号, p. 35-55.
- 中野忠 [1990]「イギリス近世都市の財政構造――エリザベス朝ニューカスル会計簿の分析――」『社会経済史学』第56巻3 号, p. 1-33.
- 平嶋照子 [1988] 「13世紀末ブリュージュの会計簿について」 『経済論究』 (九州大学) 第70号, p. 99-129.
- 藤井美男[1991]「中世後期南ネーデルラントにおける君主財政――都市財政との関係をめぐる予備的考察――」『商経論 叢』(九州産業大学)第32巻 1 号,p. 157-188.

(九州産業大学経済学部)